

釧路市における「新しい公共」を活用した生活保護受給者を対象とした取組事例

- 釧路市では、生活保護受給者の自立に向けた支援について、福祉事務所とNPO等とで協働する「新しい公共」を活用し、有償・無償のボランティア活動やインターンシップ等を行う「中間的就労」の場を提供している。

釧路市における中間的就労の取組

○就労移行型インターンシップ（リサイクル事業所）

<活動内容>

インターンシップとして、民間事業所で産業廃棄物の選別作業等を行う。

- ・リサイクルヤードにて角材・電線・プラスチック・鉄片の選別作業
- ・ヤード周辺住宅街の美化
(平成22年度参加者数：18名)



○公園管理ボランティア（釧路市公園緑化協会）

<活動内容>

公園管理業務を行う。

- ・釧路市内の公園内清掃・花壇除草・集草・低木刈り込み・落ち葉集め作業等
(平成22年度参加者数：62名)



○作業所ボランティア（知的障がい者施設）

<活動内容>

知的障害者の方と少しずつコミュニケーションをとりながら、作業の補助を行う。

- ・ウエス作り（古着をハサミで切る作業）・着物ほどこき・封詰め等
(平成22年度参加者数：2名)



○介護施設等におけるボランティア（介護事業所）

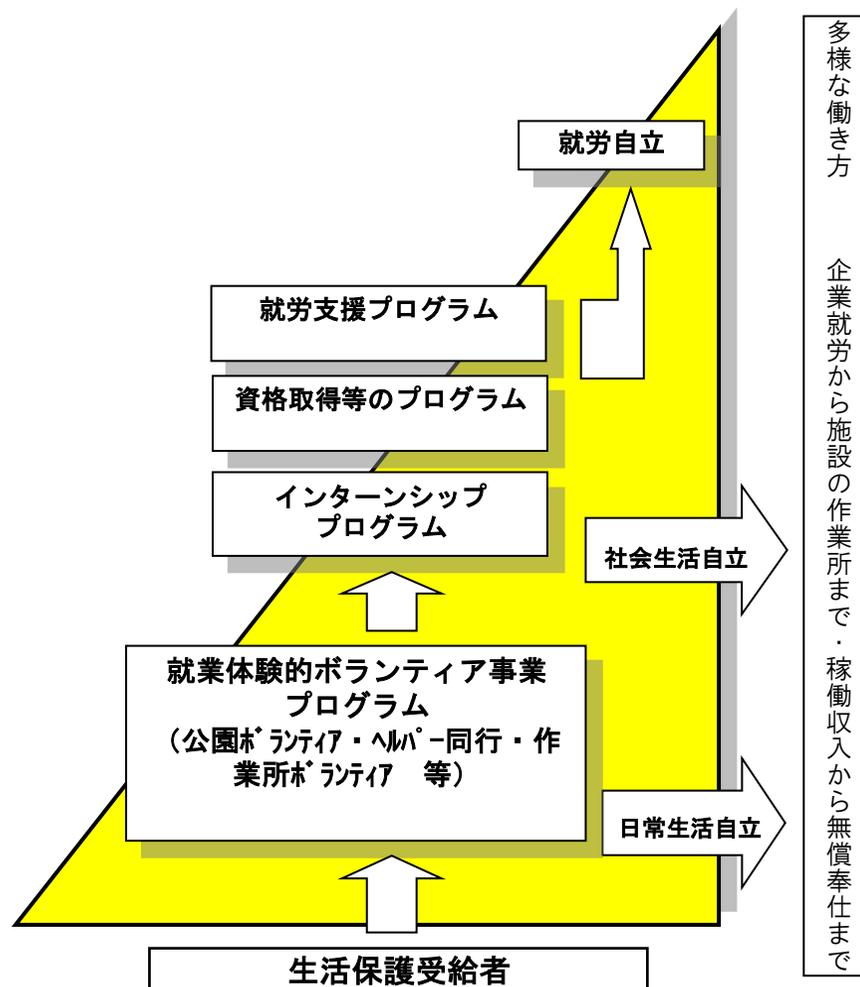
<活動内容>

デイサービスセンター等において介護職員等の業務の補助を行う。

- ・お年寄りのお話し相手・レクリエーションの手伝い等
(平成22年度参加者数：20名)



釧路市における自立支援のイメージ



生活保護受給世帯の貧困の連鎖を防止するための取組事例

【厚労省作成資料】

～埼玉県、高知市の事例～

○ 埼玉県や、高知市においては、生活保護受給世帯の子どもが大人になって保護を受給するといった貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯の中学生等を対象とした学習支援等の取組を実施している。

埼玉県の取組事例

生活保護受給者チャレンジ支援事業（教育支援員事業）

①概要

生活保護受給世帯の全ての中学3年生（中学1、2年生含む）及びその保護者等を対象に、高等学校進学への動機付け、学習支援を行い、高校への進学を支援する。

②事業内容

- 県が委託する一般社団法人に教育支援員（教員OB、社会福祉士）を配置
- ・CWと家庭訪問の上、支援方針を決定
 - ・教育支援員による訪問支援
定期的に家庭訪問し、子ども及び親に対して、高校進学に向けた意欲喚起や手続きの支援を実施
 - ・学習教室での支援
県内10カ所の特別養護老人ホーム等で、週1回～週4回の間で、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援を実施

③特徴

埼玉県全体（政令市を除く）を対象に事業が行われている。

④参加者実績（中学3年生）

【23年度】	対象者数	736人
	参加者数	310人
【22年度】	参加者数	160人
	うち進学者数	156人
	進学率	97.5%

高知市の取組事例

平成23年度高知チャレンジ塾における学習支援

①概要

福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生（1年生～3年生）を対象とした学習支援を行い、高等学校進学や生徒が希望をもって進路を選択し就労できるようにする。

②事業内容

- ア 実施体制
- ・就学促進員（教員免許資格者）を配置し、CWと連携して中学生のいる生活保護家庭を訪問し、事業への参加を促す。
継続して参加できるよう、学習支援員と連絡を取りながら定期的に生徒や保護者への働きかけを行う。
 - ・学習支援員（教員OB、大学生、地域の方）を配置し、学習支援を行う。
子どもたちの実態に即した学習内容を取り上げ、基礎学力の定着を図る。
- イ 実施頻度
- ・週2回程度、市内5カ所で2時間程度学習支援を実施。
 - ・学校からの宿題、学校配布のパワーアップシート、学校教育課作成の数学シートを用いて、個人の能力に応じた支援を実施。

③特徴

福祉部局で就学促進員の確保により家庭を支援し、教育委員会で学習支援員の確保や教材の提供等学習そのものに関する支援を行っており、福祉と教育の分野双方の連携が図られている。

対象者数（平成23年12月末）	381人
参加者数（平成23年12月末）	54人

○社会貢献事業とは

- ◆「生活困窮」をはじめ「虐待」や「DV」、「障がい」など、複雑で多面的な問題、課題を抱えて制度や社会の狭間で生活困難をきたし支援が必要な方々に対して、大阪府社会福祉協議会老人施設部会の「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」と大阪府社協の「社会貢献支援員」が訪問して状況を把握し、問題解決に向けてともに方策を模索し、救済を図る総合生活相談(「生活レスキュー」)の取り組みです。
- ◆急迫した状況には、老人施設部会等が拠出した「社会貢献基金」を活用し、迅速な金銭的援助(現物給付)により問題解決を図ります。

○社会貢献事業の全体像

関係機関

行政・社協・地域包括支援センター・ケアプランセンター・いきいきネットCSW・民生委員・病院・弁護士・NPO・ホームレス相談員 等

連携

情報交換・同行支援

社会貢献事業(解決手段を備えた総合生活相談援助)

長所:地域密着

老人施設部会

コミュニティソーシャルワーカー

府内全域の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、
軽費老人ホーム、ケアハウスが配置
府内全域の施設が配置 約400施設・650人

拠出

社会貢献基金

大阪府社協に設置、管理
経済的援助の原資 9,000万円/年

長所:広域調整

大阪府社会福祉協議会

社会貢献支援員

有志社会福祉法人による拠出、人員出向と
社会貢献基金で配置
府内全域に大阪府社協が配置 15人

連携

情報交換
同行支援

経済的援助

10万円まで
ワーカーが支払い代行

本人のパートナーとして相談
機関・制度へのつなぎ

経済的援助

10万円まで
支援員が支払い代行

制度や社会のはざまにある生活困窮者

- ◇既存制度では対応ができない方、対応が間に合わない方
- ◇個人の問題解決能力をはるかに超えた困窮状態にある方

※死(自殺・餓死)・犯罪・ホームレス化の防止につながっている

コミュニティソーシャルワーカー・社会貢献支援員による相談援助のながれ

本人に寄り添うコミュニティソーシャルワーカー

要援護状態のキャッチ

- 行政 ●社協 ●地域包括支援センター
- ケアプランセンター ●民生委員・児童委員
- 病院のMSW ●社会福祉施設
- 子ども家庭センター ●女性相談センター 等



行って、見て、聞いて状況把握

住まいを訪問して相談



既存の制度適用の可能性を検討

- 生活保護 ●生活福祉資金貸付
- 介護保険 ●日常生活自立支援事業
- 成年後見制度 ●無料低額診療事業 等



経済的援助の必要性を検討

- 食材費 ●光熱水費 ●日用品費
- 住居設定費 ●医療費 ●介護サービス費
- 成年後見人申立費 ●就労支援費 等



コミュニティソーシャルワーカー、
社会貢献支援員の判断

施設長の決裁

社会貢献基金
から支払い
(現物給付)

継続的な見守り

適切な関係機関につないで終結



福岡県(グリーンコープ生協)における多重債務問題への取組事例

【グリーンコープ生協作成資料】

1. 福岡県多重債務生活再生事業

(1) 体系図 ー別紙参照

(2) 協働事業委託費

- ① 多重債務者生活再生事業(約2,000万円)→ グリーンコープ生協の県内四つの相談室運営費用、人件費の一部
- ② 生活再生家計指導事業(約1,000万円)→ 家計指導に係る広報費、会場費、交通費、人件費、事務費他
- ③ 生活再生出張相談事業(約1,000万円)→ 出張相談会に係る広報費、会場費、人件費、事務費他

2. グリーンコープ生協生活再生相談室との協働事業

「福岡県 多重債務者生活再生事業」(平成20年度より)

「生活再生 家計指導事業」 (平成22年度より)

「生活再生 出張相談事業」 (平成22年度より)

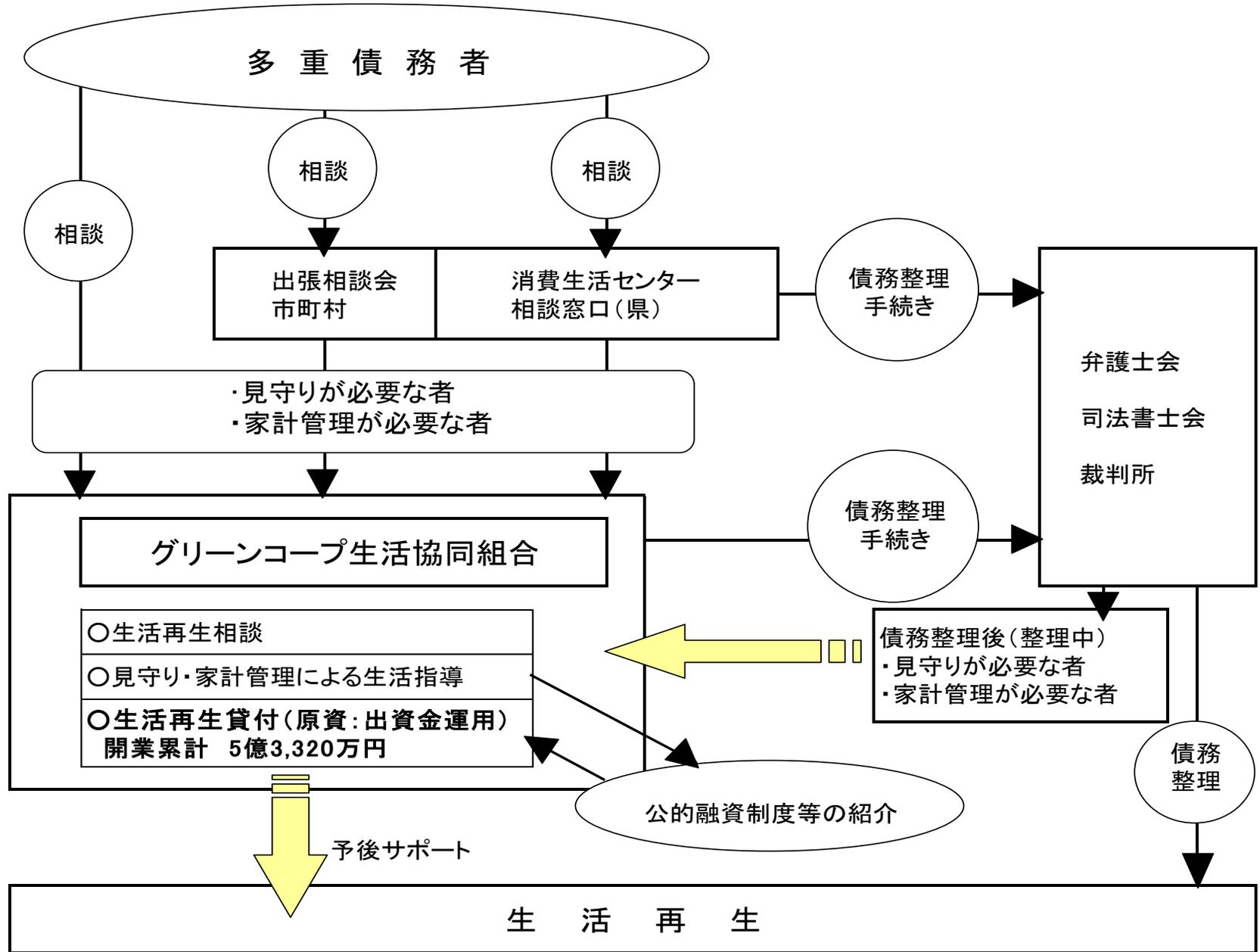
3. 事業実績

平成18年8月開業から平成22年度末までに貸倒処理となったケースは5人(約130万円、対貸付残高比:0.59%)。

	グリーンコープ生協ふくおか		グリーンコープ5生協
	平成23年度12月まで	開業累計 (平成18年8月～)	開業累計
電話件数	1,414	10,656	14,567
面談件数	888	6,220	8,901
法律家への相談	240	2,710	3,807
貸付希望件数	641	3,529	5,232
貸付実行件数	178	816	1,223
貸付金額(万円)	9,638	53,320	76,929
家計指導件数	623	平成22年度より 1,455	—
出張相談件数	298	平成22年度より 687	—

※ 生活再生事業は、グリーンコープ生協ふくおか、グリーンコープ生協くまもと、グリーンコープ生協おおいた、グリーンコープやまぐち生協、グリーンコープ生協 長崎で事業を行っている。

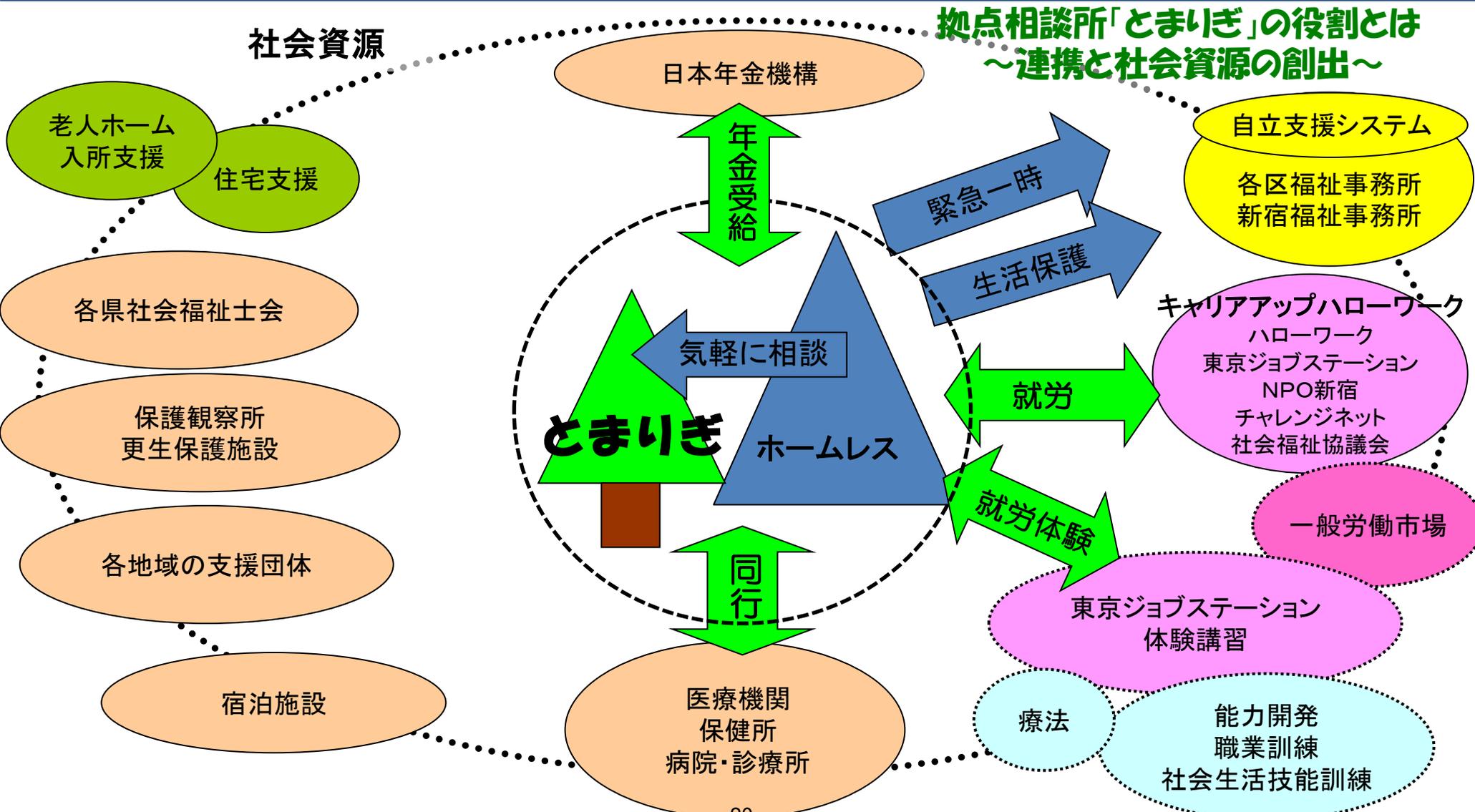
福岡県多重債務者生活再生事業 体系図



東京都新宿区における「ホームレス拠点相談事業:とまりぎ」(平成18年度～)について

【新宿区作成資料】

○体調不良・アルコールや薬物等の依存・借金・失業など様々な問題を抱えるホームレスに対し、定まった場所で継続的な相談と、自立支援や福祉施策に関する情報を提供することで、ホームレス一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行い、早期に自立を促すため区の委託事業として「社団法人東京社会福祉士会」が設立・運営。今後、ホームレス相談・支援事業は、より広域的な対応を基本とした展開が求められている。



生活困窮者の自立・就労支援(海外参考例)

①韓国の『自活支援事業』と『社会的企業育成』

1997年の経済危機による失業者増に対応した取組。施策の柱は、民間支援機関による就労支援と社会的企業による雇用創出

①『地域自活センター(自活後見機関)』による自活支援事業

- 勤労能力のある者が対象
- 事業主体の中心は、社会福法人、非営利法人
- 事業内容は、自活意欲を高める教育、相談・職業訓練・職業斡旋、創業支援、資金融資斡旋など
- 国・地方は費用の支援、事業の優先委託等を行う。

②『社会的企業育成法』による取組

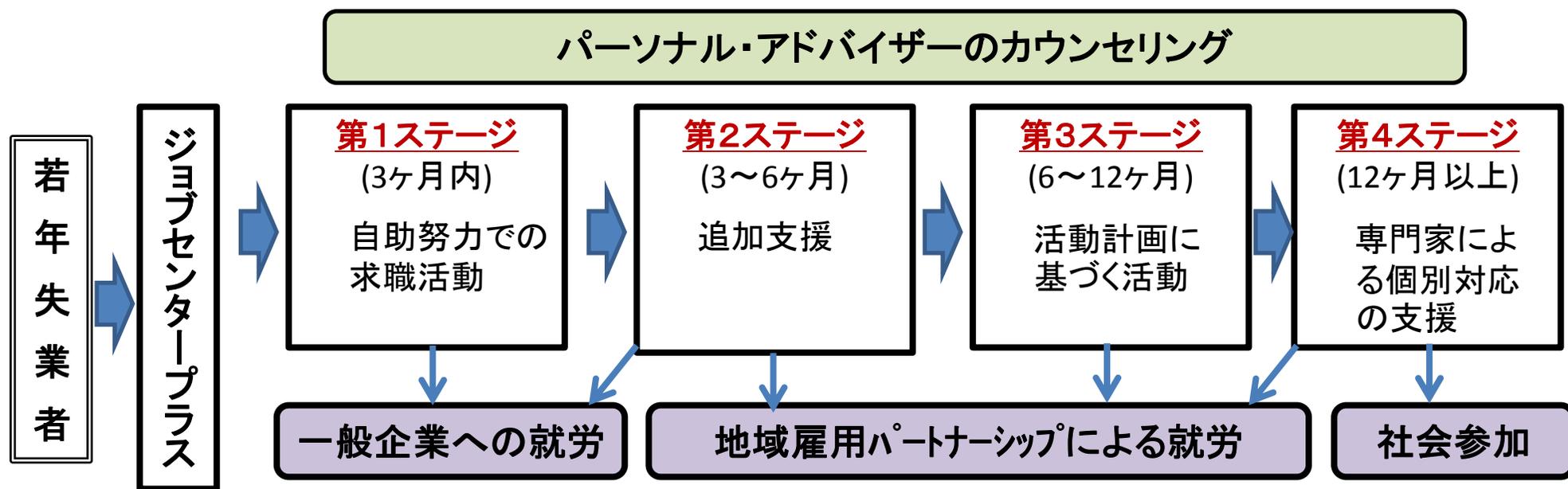
- 社会的企業は、脆弱層に対し、①社会サービス又は雇用を提供するもので、②そうした社会的目的を達成しながら、同時に収益をあげることが期待されている。
- 株式会社、非営利団体、社団法人など
- 社会的企業に対して、税・社会保険の減免、公共機関による優先購買などの支援が行われる。

生活困窮者の自立・就労支援(海外参考例)

【厚労省作成資料】

②英国の『ニューディール・プログラム』

若年就労支援が、ワンストップかつ各ステージに応じた仕組みの下で実施されている。



(生活保護制度における平成24年度の主な取組について)

生活保護制度における平成24年度の主な取組について

「生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ（平成23年12月12日）」を受け、運用改善等により速やかに実施可能な事項については早期に実行していく。

1. 自立・就労支援

- **生活保護受給者等の就労・自立支援対策（トランポリン機能）の強化【平成24年度予算案関連】**
生活保護受給者等のうち、通常の就労支援では直ちに就職には結びつきにくい方を対象に、基本的な日常生活習慣の改善支援、就職に結びつきやすい清掃・警備・介護などの基礎技能などの習得支援、個別求人開拓等の取組を総合的に実施
- **社会福祉法人やNPOの協力を得て実施する高齢者等の自立生活支援**
就労による自立が容易でない高齢者等の生活保護受給者に対して、社会福祉法人等の協力を得て、ボランティア活動や中間的就労などの社会参加活動、就労体験等の活動の場の提供を行う
- **子どもの貧困対策の充実（「貧困の連鎖」の防止）【平成24年度予算案関連】**
「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護世帯等の子どもやその親への養育相談・学習支援等を実施

2. 医療扶助の適正化

- **電子レセプトの効果的活用**
本年度から新たに導入した電子レセプトシステムの更なる活用という観点から、指導対象となり得る者を抽出する機能の追加するとともに、適正化対象を選定する際に参考となる基準の策定等を実施
- **後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化対策の推進【平成24年度予算案関連】**
医療全体で後発医薬品の一層の使用促進を図る必要がある中、生活保護での後発医薬品の更なる使用促進を図るため、受給者に後発医薬品に関して説明し、理解を求め、後発医薬品を一旦服用することを促す
また、後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化を推進するため、福祉事務所に「医療扶助相談・指導員（仮称）」を配置し、推進体制の構築を行う

3. 生活保護費の適正支給の確保

- **資産調査に関する金融機関本店への一律照会**
従来金融機関の個々の支店に対して照会していた資産調査について、金融機関の本店一括照会を導入（既に全国地方銀行協会からは導入に前向きな回答を得ている）

4. 実施機関の負担軽減

- **ケースワーク業務の見直し**
ケースワーク業務の外部委託や訪問調査回数のあり方の見直し等の負担軽減策を検討

(参考①) 生活保護制度に関する国と地方の協議について

1. 開催の趣旨

生活保護制度を取り巻く現状として、急増する稼働能力のある生活保護受給者等に対する自立、就労支援及び貧困の連鎖の防止が喫緊の課題となっている。また、生活保護受給者から不当に保護費を徴収する、いわゆる貧困ビジネスや向精神薬の転売を始めとする医療扶助の不正受給等、生活保護受給者を利用した不正事件が横行する等、制度への信頼を揺るがす問題が深刻化している。さらに、生活保護受給者の急増への対応に追われる地方自治体も、生活保護制度の抜本改革にむけた国の早急な対応を求めており、制度改革に向けた具体的な提案を示しているところ。

こうした課題を受け、生活保護制度(生活保護法)の見直しを検討する場として、「生活保護制度に関する国と地方の協議」を開催する。

2. 構成員

【地方代表】

谷本 正憲 石川県知事 阿部 孝夫 川崎市長
岡崎 誠也 高知市長 吉田 隆行 広島県坂町長

【厚生労働省】

小宮山 洋子 厚生労働大臣 牧 義夫 厚生労働副大臣
津田 弥太郎 厚生労働大臣政務官

3. 検討課題

- 課題1：生活保護受給者に対する就労、自立支援
 - 課題2：医療扶助や住宅扶助の適正化
 - 課題3：生活保護費の適正支給の確保
 - 課題4：第2のセーフティネットと生活保護との関係整理
- その他

4. これまでの経緯

- | | |
|------------|--|
| 平成23年5月30日 | ○ ハイレベル会合開催
・生活保護制度の現状等について ・今後の進め方について |
| 6月～11月 | ○ 月2～3回の頻度で実務レベルでの検討(計8回開催)
・国、地方公共団体の取組の現状・課題について ・論点の整理について |
| 12月12日 | ○ ハイレベル会合において中間取りまとめ |

(参考②) 「生活保護制度に関する国と地方の協議」 中間とりまとめにおける対策

検討項目	運用改善等で速やかに実行する事項	引き続き検討を進める事項
<p>①生活保護受給者に対する自立・就労支援及び第2のセーフティネットとの関係整理について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国から地方自治体に対して、期間を設定して集中的な就労支援を行うこと等を含む就労支援の方針を明示（当該方針に基づく地方自治体の取組に対して、就労支援員の配置指標の見直し等の支援を検討） ➢ 「福祉から就労」支援事業の充実（平成24年度概算要求） <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークにおけるナビゲーターの増配置 ・生活保護申請段階からのハローワークによるアウトリーチ型支援（必要に応じ、ハローワークから福祉事務所への巡回相談を実施） ・就職後の職場定着に向けたフォローアップ支援 ➢ 中山間地域の雇用確保のための、ハローワーク（農林漁業就職支援コーナー）による農林業関係機関と連携した就職支援 ➢ 生活保護に至らない又は一旦保護に至ったとしても保護から脱却できるようにするためのトランポリン機能を強化する取組の実施（例えば、就労意欲が低い等の生活困窮者を念頭に、以下のような取組を実施する地方自治体に対して、国からの必要な財政支援等を検討） <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労に直接結びつきやすい技能習得訓練の実施（例：清掃、警備等） ・ 就労支援員の役割の拡充を通じた、低所得者に特化した個別求人開拓 ・ 就労の際に求められる基本的な日常生活習慣支援 ➢ ハローワークから福祉事務所に対して、稼働能力の判定にあたり必要な情報（地域における職種別有効求人倍率や必要に応じ職業適性検査の結果等）を提供 ➢ 社会福祉法人等の協力を得て実施する高齢者等の自立生活支援 ➢ 子どもの貧困対策として、受給者世帯の子どもやその親への養育相談・学習支援等を充実（24年度概算要求） ➢ 被災者の自立・就労に向けて、被災者生活再建サポーターの配置に係る国庫補助（23年度3次補正） ➢ 求職者支援制度による職業訓練を受講することが適当と判断されたにもかかわらず合理的な理由なく受講しない者に対して、指導指示の対象とし、必要に応じて、保護の停廃止も検討（実務上の詳細な取扱いについては、別途地方自治体の意見も踏まえ検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域における計画的な自立支援の取組（社会的居場所づくり、子どもの貧困対策を含む） ➢ 低所得者等生活基盤が脆弱な方に対する伴走型支援を行うための地域拠点の整備 ➢ 保護脱却に向けたインセンティブ強化（保護廃止時の一時扶助の創設や勤労控除の積立還付等） ➢ 就労活動や社会貢献プログラムへの参加者に対するインセンティブ ➢ 求職者支援制度以外の施策も活用した、第2のセーフティネット施策全体の機能強化

検討項目	運用改善等で速やかに実行する事項	引き続き検討を進める事項
②医療扶助や住宅扶助等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 23年度に新たに導入した電子レセプトの効果的活用を通じて、医療扶助適正化に向けた地方自治体の取組を支援 ・ 向精神薬の重複処方や頻回受診等、不適切な受診行動が見られる生活保護受給者への適正受診指導を行うため、電子レセプトに係るシステムについて、具体的な対象となり得る者を抽出する機能を追加する機能強化 ・ 電子レセプトを活用した効果的な取組を進める観点から、指定医療機関における医療扶助の状況（生活保護受給者に関する請求が突出して多い等）を総合的に勘案した、適正化対象選定の基準策定 ・ 後発医薬品の使用促進について、本人や医療関係者等への更なる働きかけ ・ 医療扶助の適正化のための電子レセプトの活用方法に関するマニュアルを国が作成し地方自治体へ配布 ➢ 電子レセプトに係るシステムの大規模改修の際に、地方自治体からの照会等に対応するヘルプデスクの設置 ➢ 審査支払機関を通じた生活保護受給者に係るレセプトの重点審査の徹底や、健康保険との比較データの地方自治体に対する提供を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療扶助の更なる適正化 ➢ 地域における計画的な医療扶助適正化の取組 ➢ 指定医療機関制度の指定の手続きの見直し（保険医療機関の指定とのみなし規定） ➢ 指定医療機関への指導における国（地方厚生局）と地方自治体との連携規定の創設 ➢ 医療扶助事務方式のあり方 ➢ 住宅扶助の現物給付の拡大（公営住宅、民間賃貸住宅等） ➢ 指定介護機関制度の指定の手続きの見直し（居宅系介護サービス事業等の指定とのみなし規定） ➢ 生活保護受給者から不当に生活保護費を搾取する、いわゆる「貧困ビジネス」について、法規制を導入（議員立法を検討中）
③生活保護費の適正支給の確保	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 金融機関に対する資産調査について、本店への一律照会が可能となるよう関係団体への要請 ➢ 年金受給権等の確認や遡及して給付された年金等の確認に係る福祉事務所の負担軽減を図る観点から、関係機関との連携強化（福祉事務所から日本年金機構への照会・回答の更なる迅速化を図る等） ➢ 国レベルでも、不正事案の告発の目安となる基準の策定等 ➢ 暴力団員排除に向けて、保護申請時に暴力団員でないことの申告を新たに求める ➢ 受給者が暴力団員であることが判明した場合の法第78条に基づく返還請求の対象範囲を整理 ➢ 本人確認や名義貸しによる就労収入の不申告等の抑制のため、届出書類等に顔写真を添付 ➢ 電気・ガス等のライフライン関係事業者との連携等を通じた漏給防止の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 実施機関の調査権限の拡大（現行「資産及び収入の状況」となっている調査対象に、新たに稼働能力の活用状況等を加え、被保護者であった者も整理） ➢ 申請者の暴力団員該当性について、警察当局への照会のあり方 ➢ 不正受給に係る罰則の引上げ等 ➢ 社会保険各法の例に倣い、第三者求償権の創設 ➢ 不正受給の返還金と保護費との調整規定の創設 ➢ 国民目線から見て不適切な保護費の消費に対する指導のあり方や、刑務所出所者等への関係省庁と連携した支援についての検討
④実施機関の事務負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ケースワーカー業務の在り方の見直し（ケースワーカーが担うべき業務を踏まえたケースワーク業務の外部委託に向けた検討、一部の生活保護受給者に対する訪問調査回数の緩和等、ケースワーカーの負担軽減策を検討） ➢ 各種調査の重複の排除や生活保護業務データシステムの導入により、調査関係業務を基本的に不要とする等福祉事務所の負担軽減 ➢ 広域地方自治体等で就労支援員を雇用し、複数の福祉事務所への巡回が可能であることの明確化 	
⑤その他		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 費用負担のあり方は中長期的な課題

(参考③) 社会保障審議会生活保護基準部会について

設置趣旨及び審議事項

生活保護基準について、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施する必要がある。このため、社会保障審議会に、生活保護基準についてご審議いただく専門の部会を設置した。

当面のスケジュール

評価・検証の方法等について平成23年4月から議論を開始。

平成23年末に入手した最新の全国消費実態調査のデータ等を集計し、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否か等の検証作業を行い、平成24年末を目途に報告書を取りまとめる予定。

(参 考) ○生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(平成16年12月15日)

第2 生活保護基準の在り方について

1 生活保護基準の評価・検証等について

(1) 評価・検証(抜粋)

今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

委員名簿 (五十音順・敬称略) ◎: 部会長 ○: 部会長代理

阿部 彩	国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長	栃本一三郎	上智大学総合人間科学部教授
○岩田正美	日本女子大学人間社会学部教授	林 徹	長崎大学経済学部教授
◎駒村康平	慶應義塾大学経済学部教授	道中 隆	関西国際大学教育学部教授
庄司洋子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授	山田 篤裕	慶應義塾大学経済学部准教授

開催状況	第1回	平成23年4月19日	部会長の選出、生活保護制度の概要等について
	第2回	平成23年5月24日	生活保護基準の体系等について
	第3回	平成23年6月28日	生活保護制度における地域差等について
	第4回	平成23年7月12日	生活保護制度における勤労控除等について
	第5回	平成23年9月27日	委員からの報告
	第6回	平成23年10月4日	委員からの報告
	第7回	平成23年10月25日	委員からの報告
	第8回	平成23年12月13日	生活保護基準の検証について

(現時点で考えているスケジュール)

現時点で考えているスケジュール

項目

2012年
(平成24年)

2013年
(平成25年)

2014年
(平成26年)

2015年
(平成27年)

<第2のセーフティネットの構築>

<生活困窮者対策>

『生活支援戦略』(名称は今後検討)の策定

■生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略(名称は今後検討)を策定。(平成24年秋目途)

①生活困窮者対策の推進

○第2のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、以下の取組を推進。

i)生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備・人材確保等を進めるため、国の中期プランを策定

ii)生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化、民間の生活支援機関(NPO、社会福祉法人等)の育成・普及、多様な就労機会の創出を図るため、必要な法整備も含め検討。

②生活保護制度の見直し

○国民の最低生活を保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、生活保護法の改正も含め、生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに引き続き検討。

法案提出も検討

<生活保護の運用改善等・生活保護基準の検証>

■生活保護の運用改善等

- ・福祉事務所における就労・自立支援機能の強化(技能訓練等)
- ・電子レセプトの機能強化や後発医薬品の利用促進
- ・要保護者の資産等に関する金融機関本店への一括照会等

実施できるものから速やかに実施

■生活保護基準の検証

- ・5年に一度実施する全国消費実態調査等に基づき、生活保護基準について生活保護基準部会において検証実施
- <24年末までに検証実施>

必要に応じて、生活保護基準の見直し